令和6年度御船高校校則

はじめに

御船高校では、三綱領「誠実もって人に接す」「自ら進んで学を修む」「自律もって己を処す」のもと、自ら考え、行動し、よりよい社会の一員となるための人材育成を目指しています。さらに、社会通念上必要な常識やマナーを身に着け、円滑な集団生活や地域の中にある高校としての役割を果たすために、本校校則は職員、生徒、保護者、地域の声を取り入れ、変えるべきものは変えながら改訂を進めてきました。

服装:一般的なスーツの着こなしを基本とする。

- ・男女とも学校指定の制服を正しく着用すること。※女子生徒はスラックスを選択することもできる。
- ・靴下は黒か紺、グレーもしくは白色で無地とする。
- スラックスはベルトを必ず着用する。
- ・防寒着は昇降口で脱ぎ、校舎内で着用しない。

頤髪: 進学や就職の面接を意識した髪型を普段からしておくこと。

・髪型は本校生としての品位を保ち、高校生らしく、学校生活に支障がないものであること。

|交通関係:交通法規・マナーを遵守すること。また、諸手続きを必ず行うこと。

- ・通学用の自転車は防犯登録、二重ロックを必ず行うこと。タイヤ、ライト、ブレーキ等の安全点検を怠らない。
- ・自転車通学生は整備士の点検を受け、任意保険に必ず加入すること。
- 通学用の自転車のライトは自動点灯式を推奨する。
- ・自転車通学生のヘルメット着用を推奨する。(令和7年度からは義務化の予定)
- ・原付免許取得は所定の手続きを経て、1年次終了後の春休み以降許可する。
- ・原付通学は2年生の4月下旬(原付通学生安全運転講習会受講後)から許可する。
- ・原付通学は通学距離 10 k m以上の場合許可する。ただし、特別な理由がある場合はその限りではない。
- ・原付通学生は任意保険に必ず加入すること。
- ・自動二輪車の免許取得は禁止とする。

・自動車学校の入校は、3年生の進路内定以降、条件を満たした場合、許可する。

携帯電話:授業で使用しない私物なので、基本的に使用不可とする。

- ・携帯電話および情報通信機器 (ウェアラブル端末等) の持込は許可する。ただし、携帯電話及び情報通信機器等持込願を提出すること。
- ・校内での使用は禁止。電源を切り、バッグの中に入れておくこと。

アルバイト:学校生活を優先し、社会を学ぶ場として許可されます。

・アルバイトは、原則禁止であるが、学校の規定に従い、手続きを行うことで 特別に許可する。

その他

・上記の校則に違反した場合、または教育上必要があると認めるときは、指導 を行う。

令和6年3月改訂

校則見直しの手順

- ①職員アンケート(11月)
- ②生徒・保護者アンケート(11月)
- ③生徒会による検討(12月)
- ④職員会議(1月)
- ⑤育友会二役会への報告・相談(2月)
- ⑥ホームページ掲載 (3月)